

東日本大震災

総務省の主な取組

消防における
震災対応

被災自治体へ
の人的支援

被災自治体へ
の財政支援

被災自治体へ
の地方税制
の対応

情報通信
における震災
対応

被災者・避
難者支援

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の概要①

1. 地震の概要

- ◎発生日時：平成23年3月11日（金） 14時46分
- ◎震央地名：三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度）
- ◎震源の深さ：24km
- ◎規模：モーメントマグニチュード9.0
- ◎最大震度：震度7（宮城県栗原市）

2. 被害の概要

- ◎人的被害
死者：19,689人
行方不明者：2,563人
負傷者：6,233人
- ◎住家被害
全壊：121,995棟 半壊：282,939棟
一部破損：748,109棟 床上浸水：1,628棟
床下浸水：10,075棟
- ◎非住家被害
公共建物：14,527棟 その他：92,056棟
- ◎火災の発生状況：330件
(以上 平成31年3月1日現在 消防庁調べ)
- ◎避難者の数：約5万2千人 (平成31年2月7日現在 復興庁調べ)



【津波の状況（平成23年3月11日15時27分・岩手県宮古市役所前）宮古市役所提供】

【火災発生状況（平成23年3月11日18時10分・宮城県気仙沼市鹿折地区）気仙沼市役所提供】



東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の概要②

【県別の被害の状況】

（平成31年3月1日現在 消防庁調べ）

区分	人的被害			住家被害				非住家被害		火災
	死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上・床下浸水	公共建物	その他	
北海道	1		3		4	7	874	17	452	4
青森県	3	1	110	308	701	1,005			1,402	11
岩手県	5,141	1,114	213	19,508	6,571	19,064	6	529	4,178	33
宮城県	10,565	1,221	4,148	83,004	155,130	224,202	7,796	9,948	16,848	137
秋田県			11			5				1
山形県	3		45		14	1,249		8	124	2
福島県	3,868	224	183	15,435	82,783	141,053	1,412	1,010	36,882	38
茨城県	66	1	714	2,634	24,994	191,263	699	1,763	20,833	31
栃木県	4		133	261	2,118	73,940		718	9,705	
群馬県	1		40		7	17,679				2
埼玉県	1		104	24	199	16,511		95		12
千葉県	22	2	261	801	10,154	55,068	888	12	827	18
東京都	8		119	20	223	6,570		419	786	35
神奈川県	6		137		41	459			13	6
新潟県			3			17		4	5	
山梨県			2			4		1	1	
長野県			1							
静岡県			3			13	5			
三重県			1				2			
大阪府			1					3		
徳島県							11			
高知県			1				10			
計	19,689	2,563	6,233	121,995	282,939	748,109	11,703	14,527	92,056	330

消防における震災対応について①

1. 緊急消防援助隊等の活動

◎地震発生直後に、消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示

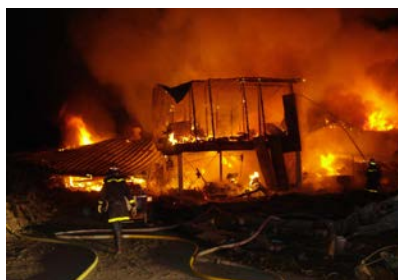
(平成15年の法制化以来初めて)

- 44都道府県の緊急消防援助隊が岩手県、宮城県、福島県に向けて出動(活動費用は全額補償)
- 緊急消防援助隊の派遣延べ数 約11万人
(H23. 3/11～活動終了の6/6までの88日間)
- 厳しい活動環境下で、地元消防本部と連携し、消火、救助、救急活動等に従事し、5,064人を救出

◎地元消防本部や消防団も、県内の消防本部や消防団と連携し、住民の避難誘導や消火、救助、救急等の対応を実施。特に宮城県気仙沼市では、緊急消防援助隊とも連携し、大規模な市街地火災を消火。



【緊急消防援助隊による消火活動】



【地元消防本部による消火活動】



【消防団による救助活動】

2. 原子力発電所事故に対する活動

◎東京電力福島第一原発3号機使用済燃料プールへの冷却放水

- 内閣総理大臣から東京都知事への要請等を受け、消防庁長官から東京消防庁、大阪市消防局、横浜市消防局、川崎市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、神戸市消防局に出動を要請し、緊急消防援助隊として134隊655人が出動、合計5回 4,227tの放水を実施



【東京電力福島第一原発火災出動前】

◎被災地域の消防本部

- 原子力発電所における火災出動、住民の避難誘導や広報活動を実施しつつ、避難指示区域の消防署所から人員や車両等を移転、その後も避難指示区域の一時立入の支援を実施



【東京電力福島第一原子力発電所3号機への放水】

3. 被災地における消防防災体制の充実強化

◎被災地における消防活動や消防防災施設の復旧への支援

➤ 消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金

- ・東日本大震災により被害を受けた消防庁舎、無線施設等の消防防災施設・設備の復旧を実施するために必要な経費に対し、補助金(補助率2/3)により支援

(㉓1) 23億円、(㉓0) 15億円、(㉓9) 11億円、(㉓8) 57億円、(㉓7) 29億円、
(㉓6) 36億円、(㉓5) 20億円、(㉓4) 143億円、(㉓3) 補正 323億円)



消防庁舎復旧事業
(大船渡地区消防組合
大船渡消防署三陸分署綾里分遣所)

➤ 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金

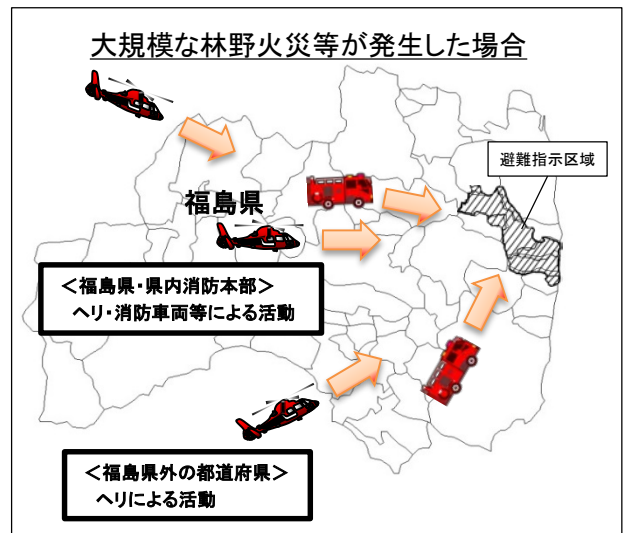
- ・避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等に係る経費を全額支援

○避難指示区域の消防活動に伴い必要となる消防車両等の整備等を支援

○福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外からのヘリコプターによる消防応援活動に要する経費を支援

○福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練の実施に要する経費を支援

(㉓1) 4億円、(㉓0) 2億円、(㉓9) 0.8億円、
(㉓8) 4億円、(㉓7) 3億円、(㉓6) 0.3億円、
(㉓5) 補正 1.3億円、(㉓5) 0.4億円)



◎被災地の消防本部に対する支援

➤ 双葉地方広域市町村圏組合消防本部に対する支援

- ・双葉消防本部が基礎的な消防力を回復したことを踏まえ、平成25年10月以降は、「双葉消防本部支援調整会議」を設置し、双葉消防本部への具体的な支援のあり方等を検討し、課題解決に向けた支援を実施しているところ

(福島県内において、平成25年9月から平成30年12月までの間、全体会議を8回、部分会合を3回開催)

◎消防職団員への心のケア(惨事ストレス対策)や福島第一原子力発電所事故において活動した消防職員の長期的な健康管理を実施

1. 被災自治体への職員派遣の支援

- ◎ 全地方公共団体からの職員派遣の延べ数 95,176人
(平成29年度末まで)
- ◎ 全国の自治体からの派遣職員数 1,485人(平成30年4月1日時点)
※うち被災県の職員として382人、被災市町村の職員として1,103人
- ◎ 全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市区町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築(平成23年3月～)
 - 総務大臣が全国の都道府県知事及び市区町村長に対し書簡を発出し、職員派遣について格別の協力を依頼(平成30年11月)

2. 被災自治体における任期付職員等の採用の支援

- ◎ 被災自治体で震災復興のために採用されて在職している任期付職員数 1,600人(平成30年4月1日時点)
※うち被災県の職員として758人、被災市町村の職員として842人

3. 民間企業等の人材の活用の促進

- ◎ 民間企業等の従業員の派遣数29人(平成30年4月1日現在)
- ◎ 被災自治体の要望を受け、民間企業や第三セクター等の職員を在籍したまま被災団体が受け入れる仕組みを整備 (平成25年3月～)

4. 震災復興特別交付税による措置

- ◎ 上記に係る被災団体の受入れ経費、職員の採用経費については、震災復興特別交付税により全額措置

被災自治体への財政支援について

1. 震災復興特別交付税

被災団体の財政負担を減らすとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、通常収支とは別枠で確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分

〈主な算定項目〉

直轄・補助事業の地方負担額、単独災害復旧事業費、中長期職員派遣・職員採用、地方税等の減収額

平成23年度からの交付累計額：約4.4兆円

平成23年度交付額	8,134億円
平成24年度交付額	7,645億円
平成25年度交付額	5,071億円
平成26年度交付額	5,144億円
平成27年度交付額	5,889億円
平成28年度交付額	4,877億円
平成29年度交付額	4,382億円
平成30年度9月分交付額	3,094億円

参考：平成30年度地財計画額 4,227億円

平成31年度地財対策額 4,049億円

※平成28年度以降に行われる復興事業の一部には、被災団体においても5%の実質的な負担が導入

2. 復興基金の創設等

◎取崩し型復興基金の創設

住民の生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、被災団体が単年度の予算に縛られずに弾力的かつきめ細かに対応できる資金として、被災県の復興基金の設置に対し平成23年度12月分の特別交付税で措置

(単位：億円)

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

◎津波被災地域の住民の定着促進(平成24年度補正予算で措置：1,047億円)

津波の被災地域において安定的な生活基盤の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が弾力的かつきめ細かに対応できる資金として、被災9県の復興基金の積立等に対し震災復興特別交付税の増額で措置

《対象経費》住宅再建支援に要する経費
※被災者への具体的な支援内容は被災団体が決定

①土地区画整理事業等の対象外の住宅分
住宅建築の利子相当額、宅地の嵩上げ経費、移転経費

②土地区画整理事業等の対象の住宅分
住宅建築の利子相当額、移転経費

①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり
(被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)
②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

③津波の被害がなかった地域

④防災集団移転促進事業で造成する土地(高台)

①建築基準法に基づく「災害危険区域」

②津波により住家の被害が生じた地域(津波浸水区域)

海

被災自治体への地方税制の対応について

1. 地震・津波対策等

◎納期限の延長・減免措置等の適切な対応を地方団体に依頼【H23/3/14通知】

◎地方税法改正【H23/4/27公布・施行】

- 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の固定資産税等の課税免除
- 震災により滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋及び土地に対する不動産取得税・固定資産税等の軽減
- 震災により滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産に対する固定資産税の軽減
- 震災により滅失・損壊した自動車に代わる自動車に対する自動車取得税・自動車税等の非課税

◎地方税法改正【H23/12/14公布・施行】【H25/3/30公布・H25/4/1施行】【H26/3/31公布・H26/4/1施行】

- 津波により甚大な被害を受けた区域として平成23年度に市町村が指定した区域内の土地及び家屋に対する平成24年度分・平成25年度分・平成26年度分の固定資産税等の課税免除等（平成27年度には一般の措置へ移行）
- 被災事業者用施設整備事業の用に供する家屋に対する不動産取得税・固定資産税等の課税免除

◎地方税法改正【H26/3/31公布・H26/4/1施行】【H28/3/31公布・H28/4/1施行】【H29/3/31公布・H29/4/1施行】

- 震災により滅失・損壊した自動車に代わる自動車に対する自動車取得税・自動車税等の非課税の延長

◎地方税法改正【H28/3/31公布・H28/4/1施行】

- 震災により滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産に対する固定資産税の軽減の延長
- 被災事業者用施設整備事業の用に供する家屋に対する不動産取得税・固定資産税等の課税免除の延長

2. 原子力災害対策

◎地方税法改正【H23/8/12公布・施行】

- 警戒区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の固定資産税等の課税免除
- 警戒区域内の家屋やその敷地に代わる家屋及び土地に対する不動産取得税・固定資産税等の軽減
- 警戒区域内の償却資産に代わる償却資産に対する固定資産税の軽減
 - ※ 居住困難区域内についても同様の特例（平成24年度改正【H24/3/31公布・H24/4/1施行】）
- 警戒区域内の自動車で用途廃止による永久抹消登録等をしたものの自動車税等及びその自動車に代わる自動車に対する自動車取得税・自動車税等の非課税等
 - ※ 自動車持出困難区域についても同様の特例（平成24年度改正【H24/3/31公布・H24/4/1施行】）

◎地方税法改正【H23/12/14公布・施行】

- 警戒区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に対する平成24年度分の固定資産税等の課税免除等

◎地方税法改正【H24/3/31公布・H24/4/1施行】

- 原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域のうち各年度において市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に対する固定資産税等を当分の間課税免除
- 前年度の課税免除の対象区域であって、新たに課税免除の対象外となる区域のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等を原則3年度分減額

◎地方税法改正【H26/3/31公布・H26/4/1施行】【H28/3/31公布・H28/4/1施行】【H29/3/31公布・H29/4/1施行】

- 自動車持出困難区域の自動車で用途廃止による永久抹消登録等をしたものの自動車税等及びその自動車に代わる自動車に対する自動車取得税・自動車税等の非課税等の延長

3. 復興支援対策

◎地方税法改正【H23/12/14公布・施行】

- ① 被災農地・警戒区域内農地に代わる農地に対する不動産取得税を軽減
 - ② 被災事業者用の仮施設整備事業の用に供する施設に対する不動産取得税・固定資産税等の非課税措置等
- ※ 復興特別区域における課税免除又は不均一課税に伴う措置（事業税・不動産取得税・固定資産税）（復興特別区域法）
※ 津波避難施設に係る特例・津波対策に資する港湾施設等に係る特例（固定資産税）等

情報通信における震災対応について

1. ICT基盤整備による復興街づくりへの貢献

◎被災地域情報化推進事業(平成31年度予算案 0.6億円 補助率1/3)

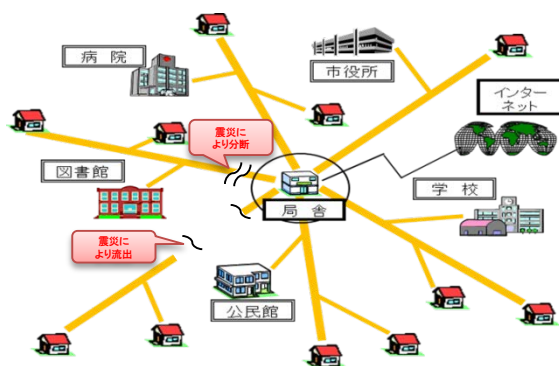
- 東日本大震災からの復興に向け新たな街づくりに合わせて、超高速ブロードバンド、放送の受信環境及び公共施設等向け通信基盤・システム等の住民生活・地域経済に必要なICT基盤の整備を支援する。



2. ICT基盤の復旧への支援

◎情報通信基盤災害復旧事業費補助金(平成31年度予算案 0.5億円 補助率2/3)

- 東日本大震災により被災した地域の超高速ブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等のICT基盤の復旧を支援する。



◎東日本大震災により被災したICT基盤の復旧

※新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業で整備したもののうち、実施主体が第3セクターの場合は補助率1/3

3. 臨時災害放送局の開設

- ◎避難情報等被害の軽減に役立つ情報や、被災者のための生活関連情報を提供する臨時災害放送局(FM放送)が、被災28市町から申請を受けて開設。平成30年3月31日までにすべて閉局。

4. 地デジへの移行助成

- ◎福島第一原発事故により避難等の指示を受けた地域(※)の自宅に帰還する世帯等に対し、次の支援を実施。

- 地デジチューナー1台を無償給付
- 地上デジタルテレビ放送の視聴に必要な個別アンテナの工事等に関し経費を給付

(※)旧緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、特定避難勧奨地点

1. 復興支援員制度の創設

◎被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図るため、復興支援員制度を創設（必要経費を震災復興特別交付税で措置）

○27団体（3県、24市町村）において364名が活動（平成29年度）

<内訳>

- 岩手県31名
大船渡市58名、陸前高田市2名、釜石市16名、
大槌町7名、山田町1名、岩泉町14名、
田野畑村1名、野田村11名
- 宮城県6名
石巻市38名、塩竈市4名、気仙沼市18名、
多賀城市4名、東松島市6名、丸森町1名
- 福島県64名
相馬市4名、田村市9名、南相馬市12名、
伊達市3名、楡葉町3名、富岡町8名、
川内村1名、大熊町8名、双葉町10名、
浪江町24名

団地広報誌を作成・配布する支援員



仮設住宅において、見守り・ケアを行う支援員



2. 原発避難者特例法の制定

◎原発事故の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、
①市町村の区域外に避難している住民に対する適切な行政サービスの提供、②住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持、
といった課題に対応する措置を制定（平成23年8月12日公布・施行）

1 避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手続を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

市町村の指定（総務大臣の告示）

- ・ 警戒区域等を含む市町村を総務大臣が指定

【指定市町村】

双葉郡8町村、いわき市、田村市、南相馬市、飯館村、川俣町
（平成23年9月16日告示）

総務大臣による避難先団体が処理する事務の告示

【特例事務】

医療・福祉及び教育関係の11法律261事務（平成30年4月時点）

指定市町村への避難住民の情報の届出及び避難先団体への通知

- ・ 避難住民が氏名、生年月日、性別、住所、避難場所を指定市町村に届出
- ・ 避難住民に関する情報を、指定市町村・指定都道府県から避難先団体に通知

避難先団体が事務処理を実施

- ・ 事務処理に要する経費は、原則として、避難先団体が負担
- ・ 国は必要な財政上の措置を講ずる

2 住所移転者に係る措置

- 指定市町村・指定都道府県は、住所移転者（指定市町村以外の市町村へ転出した者）のうち申出をしたものに対し、
 - ・ 指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する
 - ・ 指定市町村の区域への訪問の事業
その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める
- 国は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする 等

3. 許認可等の有効期間の延長等

◎許認可等の有効期間の延長等に関する政令の公布・施行(平成23年3月13日)

- 有効期間が延長される許認可等、履行が一定期間猶予される義務及びこれらに関する問い合わせ先をとりまとめて公表

4. 届出避難場所証明書

◎避難住民が民間契約等の際にその避難場所について証明することを求められる事例があり、避難生活上の支障が生じないよう、**避難元市町村が避難場所の証明事務を実施する場合の事務処理要領をとりまとめ、平成24年12月19日付で通知。**

5. 行政相談

◎東日本大震災に関する行政相談受付 総件数3万2,674件

(平成31年2月28日時点)

- 17管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターにおいて、被災者が避難している地域の292か所で**特別行政相談所**を開催

6. 全国避難者情報システム

◎平成23年4月12日に全国の都道府県・市町村に協力を要請し、全国避難者情報システムを構築

- 避難した被災者から避難先の市町村に任意に提供された避難者の所在地等の情報を避難元の県・市町村に提供することにより、避難者への行政サービスに係る情報提供等を実施